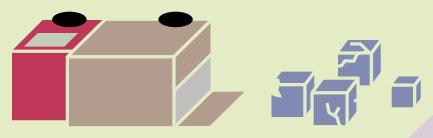


平成22年4月

L-Pack

物流業者包括賠償責任保険

受託貨物の輸送中の損害を補償



受託した 物流業務に 起因する 賠償責任も 補償〈ご希望によりセット〉







条管中も補償



受託貨物の 残存物取片付け費用・ 特別継搬費用・ 検査費用も補償



受託貨物の倉庫などでの保管・作業(梱包・札付等)中の損害も補償

Pack

運送事業を営む皆様へ 荷主から受託した大切な貨物の事故へ 損保ジャパンのL-Packは、事業許可 輸送中・作業中・保管中に生じた損害 法律上・契約上の賠償責任や各種費用

この保険の特徴

- ります。 貨物の輸送中・作業中・保管中を通じ、切れ目なく補償
- 輸送用具の特定、車両入替通知が不要、 輸送額の通知も不要
- 受託貨物にかかわる残存物取片付け費用 ・検査費用・特別継搬費用も補償
- 下請業者による損害を包括的に補償 (業者名の通知は不要)

物流業務遂行中に負った第三者賠償責任も補償

ご希望により セット

全 輸送に付随する3日以内に終了する 解体・据付・組立作業中も補償 次年度以降、 損害率による料率調整により、 保険料率を見直します。

保険金をお支払いする主な損害

受託貨物に生じた損害

輸送中に他車に衝突し、

輸送中・作業中・保管中の受託貨物に生じたほとんどすべての偶然な事故による損害に関し、荷主・元請運送人に対して負担する法律上・契約上の賠償責任を補償します。

お支払いする保険金は、仕切状・納品書がある貨物については、その状面価額を限度、またこれらの書類がない貨物については時価を限度とし、かつ、お申込みいただいたてん補限度額(支払限度額)を限度としてお支払いします。

また、次の費用についても保険金をお支払いします。

- 損害防止義務を履行するために必要または有益な費用
- ●訴訟、仲裁、調停または和解のために、損保ジャパンの同意を得て支出した費用
- ●損保ジャパンが直接損害賠償請求の解決にあたった場合に被保険者が協力のために支出した費用 など
- *1事故てん補限度額(支払限度額)は、貴社の輸送実態に応じ、輸送中は5,000万円以内、作業・保管中は輸送中のてん補限度額(支払限度額)の5倍もしくは5,000万円のいずれか低い額とします。

受託貨物を破損した。



受託貨物を据付中(3日以内)に破損した。

の備えは万全ですか? を有して運送事業を営む皆様が受託した貨物の によって、荷主に対して負担する 損害を補償します!

受託貨物にかかわる各種費用損害

●残存物取片付け費用

受託した貨物に生じた損害により保険金が支払われる場合に、残存物の取片付けに実際に要した費用をお支払いします。 残存物取片付け費用とは、残存物の取片付けに際し、損保ジャパンの承認を得て支出された取りこわし費用、取片付け清掃費用、継搬費用および廃棄費用をいいます。1事故てん補限度額(支払限度額)は、受託した貨物に生じた損害により支払われる保険金の10%もしくは300万円のいずれか低い額を限度とします。

●検査費用

受託した貨物に損害が発生しているかを検査する場合、検査・仕分・再梱包に実際に要した費用のうち損保ジャパンの承認を得て支出された費用をお支払いします。1事故てん補限度額(支払限度額)は、お申込みいただいた輸送中の1事故てん補限度額(支払限度額)の10%もしくは300万円のいずれか低い額を限度とします。

●特別継搬費用

貨物積載中の輸送用具に事故*が発生した場合に、中間地における荷卸し・陸揚げ・保管・再積込および仕向地への再輸送の費用、その貨物の輸送を継続するために要した輸送用具の牽引・代車費用、貨物の検査・修理のため作業場所へ輸送する費用、開梱・再梱包の費用、作業場所から仕向地へ輸送する費用、および代替品をその輸送開始時の目的地まで輸送する費用のうち実際に要した費用で、損保ジャパンが必要または有益と認めた費用を特別継搬費用としてお支払いします。 1事故てん補限度額(支払限度額)は、お申込みいただいた輸送中の1事故てん補限度額(支払限度額)の10%もしくは300万円のいずれか低い額を限度とします。

*貨物積載中の輸送用具の事故とは、輸送用具に発生した火災、爆発、衝突、転覆、墜落および電気的・機械的事故による輸送機能の停止、輸送用具の盗難(受託貨物が積載輸送用具と一緒に盗難された場合にかぎります。)をいいます。





第三者賠償責任にかかわる損害(ご希望によりセットし、追加保険料をいただきます。)

受託した運送・作業・保管業務遂行中に生じた偶然の事故により、他人の生命や身体を害した場合または他人の財物を滅失、損傷、汚損させた場合に、被保険者が法律上の賠償責任(これらにかかわる各種付帯費用、逸失利益、慰謝料等の間接損害を含みます。)を負担することによって被る損害に対し、身体・財物共通で保険期間を通じ1,000万円を限度として保険金をお支払いします。



存的

荷役作業中に 搬入先工場の機械を 破損させた。

で注意 保険金をお支払いできない主な場合については5ページをご覧ください。

この保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物

この保険の対象とならない貨物

次に掲げる貨物はこの保険の補償の対象とはなりません。

貨紙幣類

金・銀・白金の 地金を含みます。

有価証券(手形・株券等)

船舶 ヨット・モーターボート を含みます。

法令の 規定、公序良俗に 違反する貨物

輸送用具自体 および トレーラーシャーシ・ コンテナ

補償の範囲が制限される貨物

次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物

補償の範囲

青果物·生鮮食料品·植物 (生花・球根・苗・植木を含みます。



特定危険担保条件※1、盗難、輸送中の各荷造りごとの紛失、荷卸し・積込み作 業間に生じた破損・曲損・へこみ損による損害にかぎり保険金をお支払いします。

ばら積み貨物※2





特定危険担保条件※1および盗難にかぎり保険金をお支払いします。ただし、荷受 人への引渡しがタンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人 への引渡しにあたり不適当なタンクへの注入によって生じた、当該貨物の汚染損 害に対しても保険金をお支払いします。(当該タンク内に既に存在していた貨物 や荷受人の施設に関しての損害賠償責任に対しては保険金をお支払いできません。)

野積み貨物※3



火災・爆発による損害にかぎり保険金をお支払いします。

生動物

(家畜、活魚貝類も含みます。)



特定危険担保条件※1による1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支 払いします。

美術品・書画・骨董品・

貴金属·宝玉石



1梱包(外装)あたり10万円を限度として保険金をお支払いします。

冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物 定温管理される貨物



温度変化により生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(注)この保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物は、該当する貨物が個人の家財・引越荷物に含まれる場合にも適用されます。

- ※1 特定危険担保条件とは、火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆などで生じた損害を補償する条件です。
- ※2 ばら積み貨物とは、液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や梱包されずに輸送用具にそのまま積載されて輸送される貨 物をいいます。
- ※3 野積み貨物とは、屋根のない場所または軒下に置かれている作業中・保管中の貨物をいいます。基礎のない仮設テント倉庫にある作業中・保 管中の貨物は野積み貨物とみなします。金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ詰めの貨物や慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、 荷造りなどのための仮置中の貨物は野積み貨物とはみなしません。

免責金額(自己負担額)について

免責金額(自己負担額)とはお支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。 1事故あたりの免責金額(自己負担額)は1万円以上で設定させていただきます。

保険料例

保険料は年間売上高に基づき算出いたします。

直近会計年度の年間売上高を確認できる決算書などの資料をご用意ください。

(保険期間1年)

年間売上高		1億円
てん補限度額 (支払限度額)	輸送中	500万円 (1事故につき)
	作業·保管中	2,500万円 (1事故につき)
	第三者賠償 ※ご希望によりセットできます。	1,000万円(1事故/保険期間通算)
免責金額(自己負担額):輸送中、作業中・保管中		5万円(1事故につき)
免責金額(自己負担額):第三者賠償		3万円(1事故につき)
年間確定保険料(一時払)		509,100円

(注)次年度以降、損害率による料率調整により、保険料率を見直します。

万一事故にあわれたら

万一事故にあわれたら、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故サポートセンター

500 0120-727-110

〔窓口: (株) 損保ジャパン・ハートフルライン〕

【受付時間】平日夜間 午後5時〜翌日午前9時 土日祝日(12月31日〜1月3日を含みます。)24時間 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な場合

(詳しくは「運送保険普通保険約款」、「物流業者包括賠償責任保険特別約款」、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)

受託貨物に生じた損害

- 1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- (1)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意
- (2)貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・ 自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の 事由
- (3)荷造りの不完全
- (4)輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5)運送の遅延
- (6)間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (7)戦争、内乱その他の変乱
- (8)水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (9)公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- (10)検疫、(9)以外の公権力による処分
- (11)ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (12)10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (13)原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (14)陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (15)化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
- (16)通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
- (17)警察署にその届け出が受理されていない盗難・各荷造りごとの不着
- (18)作業・保管中に生じた紛失(紛失には、棚卸しの際に発見された数量不足、その他原因不明の数量不足を含みます。)
- 2.次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害に対しては保 除金をお支払いできません。
- (1)無免許・無資格運転者
- (2)道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた運転者
- (3)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある運転者
- 3.次の損害に対しては保険金をお支払いできません。
- (1)法令で定める輸送用具以外の輸送用具によって違法に輸送された場合の輸送中に生じた損害
- (2)法令で定める積載物の重量、大きさまたは積載方法に関する制限に違反して(その違反が損害原因の一部を構成する場合を含みます。)輸送された場合の輸送中に生じた損害
- (3)輸送用具の不完全被覆(ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。)により輸送中に生じた損害※ただし、2.3.については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。
- 4.違約金・慰謝料・遅延賠償金・逸失利益などの間接損害に対しては、 保険金をお支払いできません。

第三者賠償責任にかかわる損害

- 1.前記の、受託貨物に生じた損害の保険金をお支払いしない場合の1.(1) ~(16)および2.によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ※ただし、2.については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったときは、適用しません。
- 2.直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を 負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。
- (1)被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (2)被保険者の使用人ならびに下請負人(その使用人を含みます。)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)によって生じた賠償責任
- (3)液体、気体の排出、流出、いっ出または漏出による土壌、大気、水路、河川、湖沼、海洋の汚染によって生じた賠償責任
- (4) 音波、電波、電磁波、振動の発生に起因する賠償責任
- (5)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (6)航空機、船舶、自動車(自動二輪車・原動機付自転車を含みます。)の 所有・使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の荷役に供す るフォークリフトならびに自動車に付属する荷役機械の所有・使用または 管理に起因する賠償責任を除きます。
- (7)業務の終了後(業務の目的物の引渡しを要する時は引渡後)または業務を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- (8)被保険者の管理を離れた、財物に起因する賠償責任
- (9)被保険者が所有、使用または管理する財物について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは以下に掲げるものに限定されます。)
 - (ア) 被保険者が所有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づき購入した財物を含みます。)
 - (イ) 有償であると無償であるとを問わず、被保険者が第三者より借りている財物(リース契約により被保険者が占有する財物および賃貸借契約により被保険者が賃借している施設を含みます。)および支給された財物(支給資機材を含みます。)
 - (ウ) 有償であると無償であるとを問わず、被保険者が第三者より受託 しているおよび預かっている財物
 - (エ) 被保険者が直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。)
- (10)被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が減失、損傷もしくは汚損し、または紛失しもしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- (11)施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその 他業務用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気 等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (12)施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (13)じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- (14)石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他有害な特性に起因する賠 償責任、または石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有す る発ガン性その他石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

受託貨物にかかわる各種費用損害

1. 残存物取片付け費用

公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去、洗浄、清掃、搬 出費用、廃棄費用および貨物が液体、気体、流体である場合の除去、 洗浄、清掃、搬出費用、廃棄費用

2.特別継搬費用

- (1)貨物積載中の輸送用具のガス欠・バッテリー上がり・タイヤのパンクが 発生した場合に要した費用
- (2)原運送契約によって運送人が負担すべき費用、貨物について通常要すべき費用または荷主が任意に支出した費用

ご注意

- ●ご契約者(加入者)以外に補償の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ●保険料領収証について

保険料をお支払いいただく際は、特定の特約を付帯した場合等を除き、 損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、 お確かめください。

●保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ●保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくることがありますので、ご留意ください。
- ●ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※「重要事項等説明書」を必ずお読みください。

●保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

※「重要事項等説明書 | を必ずお読みください。

- ●年間売上高等の、お客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●代理店の役割について

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理義務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしく は財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続 きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した 保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が 削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。各引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、 同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについ て確認を行っています。確認内容は、前述の項目以外には用いません。 ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(http://www.sompo-japan.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

受付時間 平日 午前9時~午後8時 土日祝日 午前9時~午後5時 (12月31日~1月3日は休業)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

インターネットホームページアドレス:http://www.sompo-japan.co.jp

●クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)について この保険は、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりませ んのでご注意ください。

★「L-Pack」は「物流業者包括賠償責任保険」のペットネーム	っです。	С
---------------------------------	------	---

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111 ホームページアドレス http://www.sompo-japan.co.jp お問い合わせ先

[★]このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご覧ください。また、必ず、「運送保険普通保険約款」、「物流業者包括賠償責任保険特別約款」、その他の適用される特別約款等をご覧ください。